

2018年9月21日

お客さま 各位

株式会社 北洋銀行

## 「当座勘定規定」および「振込規定」改定のお知らせ

いつも北洋銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

2018年10月9日（火）から「全銀システムの稼働時間拡大」により、他行振込における24時間365日の即時入金が可能となります。これに伴い、北洋銀行では下記のとおり「当座勘定規定」および「振込規定」を改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

### 1. 改定日

2018年10月9日（火）

### 2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般当座口・専用約束手形口）
- (2) 振込規定

### 3. 改定内容

別紙のとおり

### 4. ご留意事項

- ・当行本支店の当座預金あてのお振込みは、従来どおり平日の15:00までとなります。
- ・お受取人の取引金融機関の24時間振込への対応状況や、お受取人の口座の状態等により、即時入金されない場合があります。この場合、翌営業日に振込を発信することもあります。
- ・給与振込、総合振込によるお振込みは対象外となります。
- ・窓口におけるお振込手続きのお取扱い時間に変更はございません。

以上

## 当座勘定規定（一般当座口用）

改定前	改正後
<p>第10条（支払いの範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第10条（支払いの範囲）</p> <p>① 同左</p> <p>② <u>呈示された手形、小切手は呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込された資金により支払います。</p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

（注）当座勘定規定（専用約束手形口用）第11条も同内容の改定となります。

## 振込規定

改定前	改正後
<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>(1) 振込契約が成立したとき、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あて次により振込通知を発信します。</p> <p>① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむを得ない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>② 文書扱いの場合には、依頼日の5営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) <u>窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付した場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以降4営業日以内に振込通知を発信します。（一部の店舗を除く）</u></p>	<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、振込機による振込の依頼を受付した場合（インターネットバンキングサービスを利用している場合において、インターネット接続端末から振込の依頼を受付したときも含むものとし）には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了後および銀行休業日に受付けた場合、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>14.（規定の改定）</p> <p><u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p>